

岩手県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の全部改正について

平成 5年11月 1日
岩地域発第734号
岩手県警察本部長

警察鉄道警察隊の運営に関する規則の一部を改正する規則（平成4年国家公安委員会規則第21号）が制定され施行されたことに伴い、岩手県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年警察本部訓令第11号）の全部を改正し施行することとしたもの。